

平成21年度第4回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録（要旨）

- 1 開催日 平成21年7月27日（月） 午前10時～12時
- 2 開催場所 宝塚市役所 3階 3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、事務局3名

1 開会

○事務局 前回は条例の見直しについて議論をいただいたが、実施機関を定めた第3条について、現状は、議会・審議会等の附属機関はその実施機関に入っていない。議会をパブリック・コメント実施上の実施機関にどのように位置づけるべきかということについて何回か議論をいただいたが、その取り扱いについて、この審議会で最終の結論がまだ見出せていない。本日はそういう点について重点的に議論いただき、中間まとめの方向性をこの中でお出しただけならというふうに思っている。

この中間まとめに基づく条例見直しについて、市のパブリック・コメント手続を8月から実施したいと説明していたが、若干この日程を見直して、9月に実施しようと考えている。今の委員の皆さんのもとで中間まとめのその方向性を本日お出しいただき、第3期の委員の任期が8月9日から始まるが、新しい委員の皆さんのもとで最終的な中間まとめをしていただいて、それに基づくパブリック・コメント手続を実施し、それを踏まえて最後の答申につなげていきたい。

2 議事

- (1) 平成21年宝塚市諮問第9号「平成20年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について」

○会長 これについては前回一旦皆さんに点検していただいて、語句修正をしていただいたもの。軽微な修正だと思うので、これでよいか。

（「はい」の声あり）

○委員 （レイアウトで2点修正の指摘あり）

○事務局 ご指摘の2点整理して最終の答申ということにさせていただきます。

(2) 平成20年宝塚市諮問第16号「宝塚市市民パブリック・コメント条例の見直しについて」

諮問事項1 条例施行後の条例運用状況の総合評価

○事務局 (資料説明)

○会長 この諮問事項1については、2の(1)の「パブリック・コメント条例の目的、基本方向について」が、前回資料では最後の「(5) その他」だったが、前回の議論を踏まえて(1)にかえている。前回資料の「(5) その他」で書かれた、「今後この制度を市民による市政への参画と行政との協働のまちづくりに資するものとして」という文章をそのまま使っている。前の3行に、より詳しく説明を加えたということなので、これについてはこのような微調節でよいか。

(「はい」の声あり)

諮問事項2 条例の課題と今後のあり方

○事務局 (資料説明)

○会長 今まで議論いただいた各委員の意見を集約したものを条例改正案として並べてある。1条から最後の13条までであるが、大筋、今まで議論してきたことがここに反映されているものと私は理解している。

先ほど事務局から説明があった第3条の実施機関、これについてここで集中的に議論してほしいということである。

まず審議会に関してだが、審議会の場合は、事前に市民の意見を集約したり、公聴会やタウンミーティングをやったりしたりして、民意を吸収しながら答申をつくっていくというプロセスを踏んでいる審議会もある。その場合はもう執行機関がパブリック・コメントする意味がないのではないか。そういう場合は審議会が実行機関になると、二重義務になる。なので、基本的には審議会がパブリック・コメントの実施機関とする必要はないと思われる。しかし中には審議会がパブリック・コメントをしたいというケースもあるであろうと、その場合は首長部局が二度目のパブコメをする必要はないですよと、いうふうに二重義務になるのを解除してあげられる形にした方がいいだろうという議論があった。それを第5条に追加している。「審議会等」を除くことは、さほど趣旨

としては歪んだものではないだろうと思われる。

次に、第2項の市議会も、議長が出席議員の過半数の同意を得て実施機関とすることができるという項目について。これについては、現在議会の方で議会基本条例というのをつくる作業をしていると聞いているので、そちらの方で「市民の意見を反映する」ということもできるのではないかと、パブコメ条例を触らずとも、議会の方で反映してくれるような方向で検討してほしいというこちらの姿勢表明にとどめておいて、条文そのものは第2項をわざわざ変更するというを一旦遠慮してはどうかと。そういう考え方もあるということを事務局とのやりとりの中で議論してきた。この点に関しての皆さんのご意見を賜りたい。

その議論をするために、資料に「前回の審議会の意見等」という部分がある。

(資料の朗読) 審議会に関する記述はどこにあるのか。

○事務局 議会の前の部分にある。第3条をどういうふうに見直しをするかによって、第5条の3項も変わる。第5条との整合性を図る必要もある。

○会長 第3条の結論が出たら第5条は自動的に決まるので、5条のことはもう意識しなくてよい。第3条の議論に集中したいと思う。

今までの会議録を見ると、審議会も実施機関に位置づけると、パブコメを必要とする案件について審議会は必ずパブコメをしないと答申できないことになってしまう可能性がある。なので、「実施機関になることができる」という弾力的な条項をおこしたらどうかということだった。しかし審議会が自主的にパブコメ手続を実施することには無理があるというのが行政側の提案である。この際思い切って、議会も審議会も外した方がいいのではないかとということ議論してもらいたいということ。

それでは、意見をいただきたい。

○委員 審議会の方は具体的に執行機関がやるからいいし、審議会の意思決定でやろうということになれば、執行機関がやれば済むわけだから、こちらについては余り問題はないという気はするので、現行どおりでもいいかとは思う。

議会だが、私はこのまま条例案をつくるときも出してもらった方が、今までの我々の審議会の意向としては反映するのではないかという気がする。

○委員 事務局の案で結構かと思う。議会の方は、本条例そのものが議会提案条例で

あるし、十分我々がこういうことに関心を持っているということはもう議会に伝わっていると、そう理解している。そうなればもう議会の今後の改革の動きに任すというのが筋ではないかと思う。

○委員　私は、パブリック・コメントというものの本当の目的は何だろうかということを考えてしまう。公の意見を聞くということがパブリック・コメントであるのであれば、審議会をするまでに市民に意見を聞いて、それから審議会に入ってもいいのではないかという気もする。

議員の方も、パブコメではちゃんとした意見が出ているけれども、議員提案が果たして市民の考え方を網羅して出しているかといったら、そうでもないような気もする。迷っているが結論が出せない。

○委員　執行機関がパブコメを実施するのであれば、審議会について二度手間になるのする必要はないと思うが、その審議会のあり方であるが、ちゃんと市民の意見を反映できる人選なのかという問題がある。この審議会の答申の中に、「審議会のあり方を一考願いたい」というような文章を入れておけばいいのではないかと感じる。審議会に関しては執行機関で基本的に実施することでいいが、その前の「審議会ってそもそも何だろうか」というところがきっちりされているのであれば、審議会は適用外にしておくということは考えられるのではないかと思う。

市議会の方だが、今回の場合入れておく、入れておくことによって議会の方もまたその必要性を考えてもらえるということで今回は入れておいて、今後の議会の委員会の流れを見ながら外していくというふうな考え方もいいのではないかと思う。

○委員　原則的に事務局案（現行のまま）でいいと思う。一応審議会委員と市会議員に敬意を表して、きちんとやってくれるであろうと思って、そのままでいいと思う。

○委員　改正案でいいと思う。市議会については、むしろこれは入れておくべきであると思う。議会側の様子を見て引っ込めるといような話があったが、その必要は本当にあるのか。議会側でいろいろ検討されるときに基本的な要件として考えてもらったらいいいのではないかというふうに思う。

審議会に関しても、改正案どおりでよい。

○委員　この改正案のままでいいと思う。1つは、今までこのことはずっと論議してきて、「実施機関になるべきである」というのからさらに相手に若干の余裕を持たせるよう「なることができる」というような内容までに規定しているということ。2つめはそもそもこの審議会が改正案を決定するわけではない、条例を決めるのは議会なのだから、我々が今までやってきた中でこういうことを議論してきて条例もこう改正した方がいいとアドバイスする立場である。提案を取り下げるとするのは、我々が出した意見について議会がノーと言わざるを得ないから、議会が決めやすいようにそこをおもんぱかってやっているように聞こえる。いずれにしても最終的には議会が判断していくことであるから、我々としては今までの論議を大切にされた方がいいのではないかと思うので、改正案のままでいいと思う。

○会長　全体の意見としては、審議会については別に外してもかまわないのではないかとというのが多かった。ところが、議会については、今の改正案どおり残しておいた方がいいという意見も多い。それは押しつけではなく、議会にもこの辺に関する議論を深めていただき、前に進めていただいたらいかがかという問題提起である。

ただ、審議会については、実施機関に入れるという議論があったということは書かないといけないのではないかと。なおかつ、審議会の委員の選抜方法であるが、それらがいかに民意を反映し、透明かつ公正であるかということにすべてかかっているので、パブリック・コメントのあるべき姿というよりは、むしろ審議会のあり方にかかわる問題であるという結論になったので留意されたいということ言えばいいのでは、ということ。

○委員　今度の第5次総計（総合計画）では、審議会のまとめの前にパブコメにかけるとはなかったか。審議会を実施機関から外してしまうと、条例から外すということは、実施していいのか悪いのかもわからなくなるが。

○会長　その場合は、総計の審議会の名でパブコメするのか？市長の名においてやるのか？

○事務局　具体的に聞いていないが、恐らくは市長名でやるものと思う。

前回から我々事務局でも、実施機関に審議会を入れた方がいいのか、それから議会を入れた場合に、具体的に本当にどうできるのかと実際に考えた。審議

会については、パブリック・コメントをやろうとすれば、どうしても多少の予算も要る、人も要る、広報も使っていかなければならない中で、実際には実施機関と協議しながらやらざるを得ないと思う。やり方も条例の手續に決められた原則に乗っていかなければならない。30日意見募集とか、広報に載せるとか。そのとおりにできるのかどうかは1つ疑問である。もう一点は、審議会ではもう少し自由にやってもらってもいいのではないか、ある程度の抽出のアンケートをすることもあろうし、関係するところの特定団体の人に意見を求めるというやり方もあるだろう。そう考えた場合には、もう実施機関としての位置づけはせずに、5条に審議会がやった場合は執行機関が免除される規定を残しておけば二重にしなくてすむ。しかも5条の方は「パブコメに準じた形でやった場合」と書いているので、その5条を残しておけば、審議会もパブコメをやるのが予定されている条例になる。それが一番無難なところというふうに思う。

もう一つ、議会の方だが、「議長は議員に諮って決定して」となると、うちの議会は大体最初に開いたときから終わるまでが1会期40日ぐらいが一般的である。その40日間の最初の1週間は、大体一般質問を受け付けるので、その質問の通告をやったり、市長等がそのヒアリングをさせてもらったりということであつづぶれる。それともう一つ、そうなった場合に、議長が議会に諮ってパブリック・コメントをやりなさいと言われたら、条例の手續で、意見募集に30日要る。そうするともうその会期中には決められないということになってしまう。

- 委員 継続審議というのは可能では。
- 事務局 可能である。
- 委員 それなら、継続審議の意思決定は議会が持っているわけだから、この案件が重要であつてパブコメをしないといけないと議会が決めれば、継続審議の意思決定すれば済む問題である。もちろん議会が、これはパブコメは要らないと判断したらやらなくてもいい。だからこれぐらいは残しておいた方がいいと私としては思う。いろいろ議論してきて、議会も網をかけたいというのがこの審議会での意見であると思う。多くの基本的な施策なり計画は、実施機関である執行機関が決めている。それについて今度議会がやると言った場合は、やっぱり

パブコメは必要じゃないかと思う。もし議会と首長とが対立したようなときに、首長に反するような基本的施策を、自ら議会で継続審議の意思決定してでもやっぱりパブコメをしなければいけないのではないか。議会でこれを条例にするときに、こんなもの要らん、邪魔になるというんだったら、条例制定のとき外してもらったらいいと思う。ただ1つ心配なのは、市長提案するときに、この改正案があったら議会との間でいさかいにならないかということ。だから初めから消しときたい、というのであれば、私は逆に出しとけ、といった意見を持っている。

○事務局　市長は自分の諮問機関へ問いかけて意見をいただいたものについては、できるだけ従ってやりたいというふうに考えているので、条例の改正案に議会を入れることは控えてはどうか。

というのは、先ほど日数のことを申し上げたが、やはり議長が議員の過半数の意見で決定してとなると、どうしても本会議を必ず開かなければならない状況になる。40日間の会期の最初の一般質問が終わったあたりで、一般的に議員提出議案が出される。ほかの議員はその直前に議員提出議案を見たばかりで、これをパブコメにかけるべきものかどうか、すぐに判断はしづらいと思われる。それから当初も疑問として出てきたが、パブコメを政争の具に使うとすれば、どんどんパブコメにかけなさいとなって継続審議で送ってしまう、というふうにも考えられる。1回の議会で済まそうとすれば、議員提出議案を出そうとする人は、それまでにパブリック・コメントをやってこなければならなくなる。そうすると、議員個人の負担が酷になるのではというふうに思う。そのあたり総合的に考える必要がある。

○委員　だからかもしれないが、全国でも議会が実施機関になっているところはない。だから宝塚はこういう「実施機関になることができる」という2項を入れて、ちょっとアドバルーンで打って見たらどうかと思う。全国でも議会が実施機関に入っているところは、はっきり言ってない。議会提案はどうなってるんだ(市民の意見を反映できているのか)ということは感じる。

○事務局　前に出した資料を見ていただいたとおり、宝塚市の議員提出議案の内容がどんなものか見た場合、多くは議員が市長にやってほしい要望事項を、一般質問なり代表質問なりでずっと聞いて、やってほしいという要望をやる、それで市

長が自主的に発案する。しかし、要望し続けてもなかなか通らないときなどに、議員の辛抱切らした状態が出てくる議案が比較的多い。一つ例をあげれば、過去に助役を1人にしようとしたときに、議員提出議案で助役の2人の条例を廃止する案が出たりということがあった。それから、福祉医療なんかでも、市長はここまで減らしたいというのに、それに反対するような格好で議員提出議案が出たりする。そうすると、先ほどの冒頭に戻るが、次の議会まで審議を延ばされると、時期を逸してしまう可能性がある。

○委員　　今の行政側の説明というのは、市議会議員がこれどうするというときの論議に聞こえる。私たちのこの審議会は、この1条の目的のところと関連してくると思う。目的に今まで説明責任を果たすということで終わりだったが、市民が参画するんだと、そこを変更しようという一環だと思う。議会がノーと言うんだったら、やさしく見守るのではなくて、議会はなぜ拒否するんだと、市民の参画を議会が拒否する根拠はどこにあるのかと厳しく問うべき。審議会の目的からすれば、またむしろ市民の立場に立った答申をすれば、後は「議会も実施機関になることができる」と逃げ道もつくっているわけだからいいのではないかと私は思う。

○委員　　もともとはこの条例は市民参加条例の担保条例で、市民参加条例をつくったときの議論の骨子は、やはり市民が行政をチェックするという制度として市民参加条例をつくった。我々が議会をチェックするというのが市民参加条例の基本骨子ではないと思う。これはやはり議会の自主的な判断にゆだねるべきで、我々審議会が議会にああしろこうしろというのは筋違いかと思う。

○会長　　この改正案の附属機関の審議会を外すことに関しては、先ほどのことで合意はとれたと思う。ところで答申の中で、資料の中の箱囲みの「条例改正の考え方」の文章は出ていくのか？「審議会の意見表明でとどめることとする」という記述は残るのか？

○事務局　　答申の中では、条例の見直しの部分については、その辺の審議会の議論を最終的にもう少しまとめて、そして審議会の意見の全体はこうなった、それを踏まえて条例はこういうふうな改正案を示す、という流れになるものと思う。

○委員　　改正案から外れたら、これ（《前回の審議会の意見等》、《審議会での意見》）も一緒に飛んでしまうと、そう理解すべきか。

- 事務局　いや、改正案が飛んでも、こういう議論があったけども、こういう議論でこう削ることになったという書き方になる。
- 委員　「中間まとめ」の3の(2)のところの最後、「積極的な取り組みを期待し、見守るものとする」という表現、「今後の論議を期待する」ぐらいの方がすっきりするような気がする。
- 会長　大筋、全体のうち市議会の扱いを除いて骨格は定まったと思う。ただ、今回これを結論を出すのは少し時間が足りないので、最終確定するまでにもう一回やらなければいけない。今日は諮問第16号の諮問事項の1については確定した、それから諮問第9号の20年度の実施及び評価については確定したということでご了解いただきたい。諮問第16号の諮問事項2については、もう一度掘り下げて最終の原案をつくるという作業にいきたい。本来は今日で決着がつけられるかという見通しだったが、この議論が片づいてないということもあるので、一たん今期の我々の意見としては、議会の分は除いて、ここの責任は持ちましたということで。次の任期の始まるのは8月9日らしいが、その次の期にそれを引き継いでいくと、こういうことにならざるを得ない。その旨ご了解いただきたい。次の期の審議会で、この諮問事項の2の最終結論を出すということにさせていただこうと思う。
- 委員　その他の条文についてちょっと意見。第4条で、「権利を与えたり義務を解除する」というのは「基本方針の条例の中で考えればいい」とこう言われるが、基本方針の中でこんなものはあらわれてくるとは思えないが。
- 会長　法律の原理からいうと、「義務を課し、権利を制限する」ものこそ条例で書くべきであり、義務の解除とか、あるいは権利の付与は逆に要らない。法律事項、条例事項にする必要はない。
- 事務局　他市の事例なども参考にしながら、こういう案を今のところ出しているわけだが、権利を付与するだとか、それを解除するだとかいうことをわざわざ取り上げて、パブコメの実施対象として規定していくのはないように思う。
- 委員　では「基本的な方針を定める条例の中で考えればいいのではないか」という表現を、「中で議論されることであるから」とか「定める条例の中で明らかにされるのであるから」とか、そういうふうに書いていただいたら。
- 委員　いずれにしても、中間のまとめにするときには、この「前回の審議会の意見

等」なんて、こういう表現はなくなる。

○会長　　だから、改正理由がむしろ最終の大事なんであって、前回意見などいらない。ここで大事なのは、改正案の中で何が追加されてきたかということ。第4条の第1号から第5号まで詳しく例示を定めたということが大事なんだということを説明したらいい。今の権利とか義務の話なんかは出てこない。要するに資料の中の「前回の審議会の意見、条例改正の考え方」は我々の検討材料として出されているにすぎないという説明であった。だから、最終正式文書にはこれは載らない。第3条の扱いを除いて大体確定ということでお願いしたいと思う。第3条については、次期の審議会に引き継ぐということで、早期に議論してもらって、最終原案に持ち込みたいということをご了解いただこうと思っている。今日のところはここまで。